

前回（第4回）の議論における指摘事項

【1 「不服申立適格」関係】

- 現行法の文言上「処分に不服がある者」とかなり広めに規定されていること、不当性も審理できること、行政訴訟と異なって行政内部の判断であることなどから、不服申立適格について行政事件訴訟法の原告適格の範囲と同様に考える必要はないのではないか。
現行法の「処分に不服がある者」の文言は改正しなくともよいが、不服申立適格は行政事件訴訟法の原告適格より広く解すべきではないか。
- 不服申立適格を現行法より広げ、その微妙な判断を争訟に関する知識を必ずしも有しない審理担当者がするのは難しい。かえって審理の遅延を招くおそれがあるのではないか。特に、その傾向は地方自治体で顕著となるものと思われる。
- 現行法の解釈は既に定着している。どの範囲まで不服申立適格を広げる必要があるかについての明確な基準があれば検討の余地はあるが、それがないならば現行法を維持すべきではないか。
- 行政訴訟の原告適格より広い範囲でも不服申立適格は認め、原処分の取消訴訟の原告適格は認められないが、当該裁決の取消訴訟は可能とすることもあり得るのではないか。
- 行政訴訟を提起できるものをなし崩し的に広げることになってしまう。不服審査及び行政訴訟の実務の統一的運用が大事ではないか。
- 行政不服審査法が主観的争訟を定めたものというよりも、客観的争訟と並列的に考えた上で、主婦連ジュース不当表示事件のように、不特定多数の者に関わる公益性の強い案件については、不服申立適格の有無にかかわらず職権的に審理を行うような裁量的受理について検討してもよいのではないか。
- 主観的争訟か否かというのはよく分からない面があるが、主観的争訟を前提にしても、その申立ての適格範囲を柔軟に考えれば、現行法のままでよく、職権的に審理を行うことができるような仕組みについても、現行法でも可能ではないか。
- 第三者機関が裁決機関の場合には、明文規定がなければ職権的審理は無理ではないか。

- 客観的訴訟は、明文規定があつて初めて訴訟の審理対象となる。客観的争訟という面を重視した仕組みとする場合であつても、行政相談、陳情、論争などあらゆる争訟を一般的・定性的に不服審査の対象として定立するのは問題が多々あるのではないか。
- 職権的審査を取り入れようとする場合には、申立人にどれだけの権利を与えることとするのか、当該処分について受益者たる第三者が存在する場合にはその受益者の権利制約はどうなるのかなどについて十分検討する必要があるのではないか。
- 団体訴権については、個別法において検討せざるを得ないが、行政不服審査法にも何らかの一般的な規定を設けられないか。
- 現行法を維持し、個別法で団体の申立適格が認められるかについては、今後の対応に委ねるべきではないか。

【4－(1) 「申立期間」関係】

- 一定の性質を有する処分について申立期間の制限を行う必要性は認められるものの、行政庁と不服申立人以外に利害関係者がいないような二面関係のものについて申立期間の制限を設ける必要はないのではないか。
- 行政事件訴訟法第14条第3項の規定もあり、申立期間の制限を撤廃する場合には、行政事件訴訟法との連続性について整理が必要ではないか。
- かなり時間が経過してからの不服申立てを認めることは、行政不服審査法が有する行政の自己反省機能という面と相容れないのではないか。
- 不服申立前置のものは行政事件訴訟法と合わせる必要があろうが、それ以外は、申立期間を延長するよりも、むしろ不服申立人にとってフレンドリーな争点整理手続を行っていくことが重要ではないのか。
- 弁護人の選任や訴訟費用、裁判所への出頭など訴訟と違うことから、実務上、不服申立ての準備に6か月も必要とは思われず、行政事件訴訟法に合わせる必要はないのではないか。
- 訴訟と違って弁護士を依頼しないにしても、現行法の60日は短すぎるのではないか。行政事件訴訟法との連続性から6か月とした上で、あとは個別法で個別に検討することでよいのではないか。

- 行政事件訴訟法が出訴期間を2倍にしたことに照らし、現行の60日を2倍にして4か月にするという選択肢もあるのではないか。
- 申立期間の個別法による短縮について、大量集中的に反復して行われる処分（「訴願制度改善要綱」第5の5(ハ)）は不要ではないか。むしろ第三者に重大な影響を及ぼすものを短縮の対象に含めるべきではないか。
- 大量集中的に反復して行なわれる処分について、申立期間を6か月に延長すると錯綜してしまうのではないか。
- 申立期間については、行政事件訴訟法の出訴期間についての改正の際の議論が有用ではないか。
- 「訴願制度改善要綱」第5の5(イ)ないし(ハ)は、各行政機関がどう考えるかの問題があろう。
- 現行法第14条第1項の例外事由の文言を「やむをえない理由」から「正当な理由」に変更することについては、住民訴訟の出訴期間に係る「正当な理由」（地方自治法第242条第2項）の裁判例による柔軟な解釈に照らしても、大幅な違いがある。

【4-(2) 「審理期間」関係】

- 論点4-2の検討の方向性にある案1と案2は必ずしも対立するものではないのではないか。
- 不服審査の審理期間については、行政手続法の標準処理期間の場合に比べて事案の個性が強く出るためになかなか定めにくいということもあると考えられることから、案2という考え方があるのではないか。
- 弹力的な運用を行っていくという観点から、案1がよいのではないか。案2によった場合には、これに反すると裁決が違法性を帯びることになるのか、また、やむを得ない事情による予定期間の変更の余地についても検討する必要があるのではないか。場合によっては努力義務的な規定にするなど柔軟に対応できる手続とすることも考えられる。
- これまで議論してきたように審理手続について細かな規定を設けていくこととすると、個別事案の中で審理担当官の審理の進め方について不服申立人との間で議論となることも考えられる。審理期間について検討する際には、審理期間の審理とは何か、形式審査の対象は何かということについても議論しておくことが必要となるのではないか。
→ 形式審査の対象については、現行法第15条に規定する審査請求書の必要的記載事項の記載がないといったようなものを想定している。

【7 「その他」関係】

- 論点 7－3 の検討の方向性にある特例についての検討は重要であると考える。検討の際には、個別の中身を具体的に検討していく必要があるのではないか。
- 行政不服審査法の全部が適用除外され一切の不服申立てができないものののみならず、社会保険審査会や労働保険審査会など行政不服審査法第2章が適用除外され個別法により余り手厚くない不服申立手続しか設けられていないものについても、見直しの要否を検討する必要があるのではないか。